

諮問委員会規則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第92条の規定に基づき、諮問委員会に関して必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 本所は、本所の運営に関する重要事項について、理事会の諮問に応じて意見を述べることができる諮問委員会を担当事項ごとに以下のとおり設置する。

(1) 米穀取引運営委員会

米穀市場に係る制度の検討その他米穀市場の運営に関する事項を担当する。

(2) 財務管理委員会

本所の施設その他の財産の運用管理に関する事項を担当する。

(構成及び任期)

第3条 前条に規定する諮問委員会の委員は3名以上とし、理事、会員及び特に必要がある場合は学識経験者のうちから、理事長が委嘱する。

2 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、補充のため委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が任期満了した場合において、新たに選任された委員が就任するまでは、任期満了した委員が、なおその職務を継続する。

(委員長)

第4条 委員長は、理事長の委嘱により、諮問委員会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、理事長が当該諮問委員会の他の委員のうちから代理者を指名して代理させる。

(開 催)

第5条 委員長は、理事長の要請により、諮問委員会を開催する。

2 委員長が必要と認めたときは、書面による諮問委員会を開催することができる。

(議決方法)

第6条 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が採決する。

2 委員は、代理人をもって諮問委員会における自己の議決権を行使することができない。

3 委員は、自己に特別の利害関係のある事項については、その審議決定に参加することができない。

(審議内容の報告)

第7条 委員長は、諮問委員会の意見等について、遅滞なく、これを理事長に報告するものとする。

(秘密保持)

第8条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(議事録)

第9条 委員長は、諮問委員会の議事録を作成し、審議に要した関係書類とともに、これを本所の事務局に保管させる。

2 前項における議事録は、理事長が特に必要と認める場合のほかこれを公開しない。

(調 査)

第10条 諮問委員会は、その担当事項の審議について必要と認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

(改 廃)

第11条 本規則の改廃は、理事長の決裁をもって行う。

附 則

1 この規則は、平成27年9月18日から施行する。

2 第2条第1号に規定する米穀取引運営委員会の委員における当初の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成30年6月末日までとする。

3 第2条第2号に規定する財務管理委員会の委員における当初の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず平成32年6月末日までとする。